（別添１）

印紙

契　　約　　書　（案）

支出負担行為担当官環境省大臣官房会計課長　正田　寛（以下「甲」という。）は、　　（以下「乙」という。）と平成２６年度微小粒子状物質自動測定記録計購入について、次の条項により契約を締結する。

記

件　　名　　平成２６年度微小粒子状物質自動測定記録計購入
仕　　様　　別添仕様書のとおり
契約金額　　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

上記の契約金額には、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用を含むものとする。また、上記の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項、第２９条及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２、第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

（契約保証金）
第１条　乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、契約保証金として、契約金額の１００分の１０以上を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。但し、甲において特に一部又は全部を免除させることができる。

（納品場所及び履行期限）
第２条　現品納入の場所及び履行期限は、次のとおりとする。
納品場所　仕様書による。
履行期限　仕様書による。

（納入検査）
第３条　乙は、現品を納入しようとするときはあらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等必要事項を甲に通知し、立会の上検査を受けなければならない。但し、乙に差し支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。
２　甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から１０日以内に納入検査をするものとする。
３　納入現品は、すべて甲の指示(図面、仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
４　前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転及び危険負担）
第４条　納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果合格品と認め検印を押捺し、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。
２　現品が指定場所に到達し、到達確認証明書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合はこの限りでない。

（不合格品取引）
第５条　乙が、甲の施設を利用して第３条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。
２　甲は、前項の期限経過後、何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用一切は乙の負担とする。

（納期の有償延期）
第６条　乙が、第８条以外の事由によって、第２条の場所及び期限内に合格現品の納入ができないときは、乙はこの事由を詳記して期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、特に事情やむを得ないものと認めるものに限り延滞料を徴収して延期を許すことができる。

（延滞料）
第７条　延滞料は、その期限の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年５パーセントの割合で計算した額とする。

（納期の無償延期）
第８条　天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第２条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はこの事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合甲は、その請求が正当と認めたときは、特に前条の延滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

（契約の解除）
第９条　甲は、いつでも自己の都合によってこの契約を解除することができる。
２　次に揚げる事項の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
一　第６条及び第８条に規定する外、第２条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。
二　乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
三　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
四　甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。
五　第１８条に違背したとき。
３　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法

第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
４　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）
第１０条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第９条第３項及び第４項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）
第１１条　甲が第９条第２項、第３項及び第４項の規定により契約の解除した場合、第１条の契約保証金は国庫に帰属せしめる。但し、契約保証金を納付していないときは、乙は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
２　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、こ

の契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

３　乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１２条　乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。

２　乙がこの契約を誠実に履行する目的で工事又は製作等に着手後、第９条第１項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲に意思表示があった日より１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り適当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

４　甲は、第９条第３項、第４項又は第１０条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

５　乙は、甲が第９条第３項、第４項又は第１０条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第１３条　乙は、第９条第３項及び第４項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第１４条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約金額の支払)

第１５条　甲は、第４条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第１６条　甲は、第１５条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１７条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和５５年政令第２２号）第５条第１項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（秘密の保持）

第１８条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（かし担保）

第１９条　甲は、納入現品について納入後１箇年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は損害賠償金として、甲乙協議の上決定した金額を支払わせることができる。

（紛失又は疑義の解決方法）

第２０条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名捺印の上各自１通を保有するもとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　住所　東京都千代田区霞が関１－２－２
　　氏名　支出負担行為担当官
　　環境省大臣官房会計課長　　正田　寛　　印

乙　　住所
　　氏名　　印

（別添２）

平成 26 年度微小粒子状物質自動測定記録計購入業務仕様書

本仕様書は、微小粒子状物質自動測定記録計の基本的な事項及び基準を定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、設置等の性質上当然必要なものについては、受注者の負担で行うものとする。

１．設置機器名称及び数量

微小粒子状物質自動測定記録計（屋外設置型）　　３台

２．購入目的

国設霞が関、国設新宿及び国設北の丸自動車交通環境測定所に設置されている微小粒子状物質自動測定記録計を更新する。

３．設置局及び場所

測定所名称	所　在　地
国設霞が関自動車交通環境測定所	東京都千代田区霞が関 1-2-2
国設新宿自動車交通環境測定所	東京都新宿区内藤町 11
国設北の丸自動車交通環境測定所	東京都千代田区北の丸 1-1

４．納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

５．測定器の一般的条件

環境省実施の「微小粒子状物質の標準測定法と等価性を有する自動測定機に関する並行試験」において、標準測定法と等価性を有すると評価され、かつ、「環境大気常時監視マニュアル第６版」（http://www.env.go.jp/air/osen/manual_6th/index.html）に示す基本的条件を満たす機種のうちのいずれかとする。

６．構造及び構成

（１）停電しても復電後は自動的に測定が再開できること。
（２）復電後もカレンダー・タイマーが初期化されないこと。
（３）漏電時、落雷時等に計測測器回路及び他の機器への影響を防止する構造または同等の機能（漏電ブレーカーやサージキラー等）を有すること。
（４）形状が正しく、組立及び各部の仕上がりが良好で、堅牢であること。
（５）通常の運転状態で危険の生じるおそれがなく、安全で円滑に作動すること。
（６）各部は、容易に機械的・電気的故障を起こさず、危険を生じない構造であること。
（７）結露などによって測定器の作動に支障を生じない構造であること。
（８）光源、ヒーターなどの発熱部に接する部分は、熱による変形及び機能の変化を起こさない構造であること。
（９）保守・点検の際、作業しやすく、危険のない構造であること。

７．テレメータとの入出力仕様

設置されているテレメータに接続可能であり、テレメータに対する測定器の入出力（仕様は、「環境大気常時監視マニュアル第６版」第３章大気汚染自動測定機３．１．２　データ出力、第５章大気汚染常時監視システム５．１．１　データ収集系（伝送

系)）に対応することとし、環境省及び国立医薬品食品衛生研究所担当者の指示に従うこと。

８．製造・据付・調整等

（１）測定器の製造及び廃棄並びに稼働時における環境負荷の軽減を考慮し、その内容（計画）を契約後速やかに書面で環境省担当官に提出すること。
（２）測定器には、型式、機器番号及び製造年月を記載した銘板を取り付けること。
（３）測定器を納入先に搬入し、指定場所への据付・調整及びテレメータ装置と結線ができる状態とすること。
（４）テレメータとの結線に当たっては、環境省担当官及び国立医薬品食品衛生研究所担当者の指示に従うこと。
（５）上記（３）に当たっては、契約後速やかに工程表及び据付位置図を環境省担当官に提出し、その了承を得ること。
（６）据付・調整の完了後は速やかに環境省担当官にその旨を文書で報告すること。
（７）設置前、設置中、設置後の写真を撮影し据付後速やかに環境省担当官に提出すること。
（８）据付・調整等の経費は、全て受注者の負担とすること。
（９）旧測定器は、受注者の責任において引き取るものとする。なお、撤去日時・方法等については、環境省担当官及び国立医薬品食品衛生研究所担当者の指示に従うこと。

９．付属品

納入測定器について、以下のものを付属品とする。

（１）性能試験報告書	１部
（２）取扱説明書	３部
（３）記録計用取扱説明書	３部
（４）測定装置の保守点検に必要な図面等資料	３部
（５）記録計用チャート紙	各１年分（計３年分）
（６）記録計用インクリボン	各１年分（計３年分）
（７）標準付属品（カタログに記載のもの）	各１式（計３式）
（８）その他初年度維持管理用品	各１年分（1年目交換部品を含む）（計３年分）

なお、（１）は環境省担当官、（２）～（４）は国立医薬品食品衛生研究所担当者及び（５）～（８）は設置測定所に配備すること。

10．保証期間

無償保証期間は引き渡し日から１年間とし、この期間内に通常の使用状態において発生した故障・性能低下等の欠陥事項については、受注者の責任において速やかに無償で取り替えるとともに、復旧修理等の必要な措置を講じること。

また、無償保証期間外であっても、点検調整・修理等において必要とする備品等の調達・交換については、概ね１ヶ月以内で可能とする体制をとること。

11．その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または本仕様書に記載のない細部事項について必要と認めたときは、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うものとする。